

住所地外接種届出済証（新型コロナウイルス感染症）について

新型コロナワクチンの接種対象者については、原則、住民票所在地の市町村において接種を行うこととしていますが、やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期滞在している方は、接種を行う医療機関等が所在する市町村に事前に届出を行うことにより、接種を受けることができます。

【住所地外での接種対象者】

- ・ 出産のために里帰りしている妊産婦
- ・ 単身赴任者
- ・ 遠隔地へ下宿している学生
- ・ ドメスティック・バイオレンス、ストーカー等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者 など

【申請方法】

住民票所在地以外での接種を希望する方は、接種を行う医療機関等が所在する市町村に「住所地外接種届」の届出が必要です。下記のいずれかの方法で申請してください。

「住所地外接種届」を受理した後、記載内容を確認したうえで「住所地外接種届出済証」を交付します。（1週間程度時間を要します）

① 郵送申請

「住所地外接種届」に必要事項を記入し、「接種券の写し（コピー）」を添付して、接種を行う医療機関等が所在する市町村（古賀市）に郵送してください。

② 窓口申請

接種を行う医療機関等が所在する市町村（古賀市）の窓口「住所地外接種届」のほか、「接種券」または「接種券の写し（コピー）」を提出してください。

③ WEB 申請

厚生労働省のウェブサイト（コロナワクチンナビ：<https://v-sys.mhlw.go.jp/>）上で、接種を行う医療機関等が所在する市町村（古賀市）に「住所地外接種届」を提出してください。

【その他】 ※市町村への届出を省略できる場合

下記の場合は、市町村への届出を省略できます。接種を行う医療機関等が所在する市町村にお問い合わせください。

- ・ 入院・入所者
- ・ 基礎疾患があり、主治医の下で接種する必要がある人
- ・ 災害の被害にあった人 など